



浦 土 開 公 第 4 2 号
令 和 4 年 2 月 8 日

浦添市監査委員 宮島 達彦 殿
浦添市監査委員 大城 翼 殿

浦添市土地開発公社
理事長 大城 千栄美



監査の要求に係る監査の結果に関する措置状況について（通知）

令和3年10月15日付け浦監第26号で報告を受けた監査の要求に係る監査の結果に関する措置状況について、地方自治法第199条第14項の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 監査対象機関 浦添市土地開発公社
- 2 監査区分 監査の要求に係る監査
- 3 監査の指摘等事項及び措置状況

(1) 監査の提言事項

財務等に関する事務のチェック体制について、内部統制の構築を行うこと又は市長事務部局と委託契約、協定等の締結を行うことを提言する。

□ 措置状況

財務等に関するチェック体制の強化については、市財政課職員（課長、係長、担当）を公社兼務職員に任命し、理事とともに合議を行います。また当該合議を行うことについても浦添市土地開発公社決裁規程を変更し明確にいたします。

(2) 監査の提案事項

土地の利用計画の策定は、市の重要な施策となるものであるから、その重要性に鑑み、最終的に市が決定するという考え方よりも、準備段階から市が主体となって土地利用の計画業務を行うことを提案する。

□ 措置状況

西海岸開発第二ステージ(交流厚生用地)事業について、浦添市は企画立案等の計画業務を、公社は埋立事業に付帯する業務等を行うこととする協議書を作成し、市と公社の業務内容を明確にしました。